

13-3：地域の安全・安心及びスマートシティの推進に関する包括連携協定 (株式会社フューチャーリンクネットワーク)

加古川市（以下「甲」という。）及び株式会社フューチャーリンクネットワーク（以下「乙」という）は、加古川市における地域の安全・安心及びスマートシティの推進に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方が有する情報やネットワークなどの知的・人的資源を活用しながら、防災情報を市民に対して確実に伝達する手段の構築その他市民の安全・安心及びスマートシティの推進について、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力するものとする。

- (1) 災害情報の伝達手段の構築及び運用その他防災対策に関する事項。
 - (2) スマートシティの推進に関する事項。
 - (3) 共同研修やワークショップなどを通じた双方の人材育成に関する事項。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、相互に連携・協力することで市民の安全・安心及び地域の活性化に資するものと認められる事項に関する事項。
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙協議の上、決定する。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲又は乙から書面による変更又は解約の申出がないときは、本協定は更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

- 2 甲又は乙のいずれかが、有効期間の途中に解約を申し出る場合は、解約日の1月前ま

でに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約することができる。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年7月14日

甲 加古川市加古川町北在家200番地
加古川市長 岡田 康裕

乙 千葉県船橋市西船四丁目19番3号
株式会社フューチャーリンクネットワーク
代表取締役 石井 丈晴